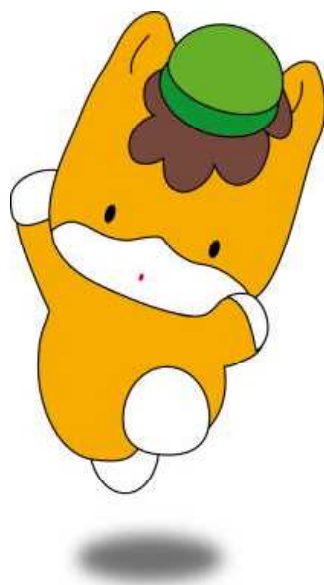


群馬県社会的養育推進計画

(平成27年度～令和11年度)

(原案)



<令和〇年〇月改定>

群 馬 県

■はじめに

■目次

第1章 総論	1
第1節 群馬県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
第2節 本県における社会的養育の現状	4
1 社会的養育の現状	4
(1) 本県の人口の動向と構造の変化	5
(2) 児童相談所における相談件数の推移	7
(3) 社会的養育関係施設の設置状況	10
(4) 里親の状況	13
(5) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム事業）の状況	15
2 社会的養育の将来像	16
(1) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込	16
(2) 社会的養育の整備	18
第3節 計画の基本的な考え方	20
1 基本方針	20
2 基本的視点	21
3 施策体系	22
第4節 計画の推進	23
1 計画の推進体制	23
(1) 県の推進体制	23
(2) 市町村や関係施設・機関等との連携	23
第2章 具体的取組方向	24
1 養育環境の整備	24
(1) 施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の推進	24
(2) 里親制度の普及推進、里親の確保	26
(3) 里親・ファミリーホームへの支援	28
(4) 里親養育の包括的な支援（フォスタリング業務の実施）	29
(5) 子どもの状況に応じた一時保護環境の整備	31

2	児童虐待の防止	33
	(1) 児童虐待の予防・防止の取組強化	33
	(2) 警察、学校及び医療機関等の関係機関との連携強化	34
	(3) 被虐待児童の早期保護	35
3	人材の育成	37
	(1) 施設職員及び里親の専門性の向上、人材の確保	37
	(2) 市町村・児童相談所職員の専門性の向上	37
	(3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進	39
4	児童の自立支援（ライフサイクルを見通した支援）	40
	(1) 児童の自立支援策の強化	40
	(2) 子どもの権利擁護体制の整備（意見聴取・アドボカシー）	41
	(3) アフターケア（施設退所並びに里親及びファミリーホーム委託解除後の 相談支援）への取組	42
	資料編	43
1	社会的養育推進計画検討会議設置運営要領等	43
	(1) 社会的養育推進計画検討会議設置運営要領	43
	(2) 社会的養育推進計画検討会議開催経過	45
2	関係法律等	46
	(1) 児童福祉法	46
	(2) 児童虐待の防止等に関する法律	50
	(3) 子ども・子育て支援法	51
	(4) 児童憲章	53